

第14期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年2月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5 階
CIVI北梅田研修センター

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

目 次

ごあいさつ.....	1
第14期定時株主総会招集ご通知.....	2
（提供書面）	
事業報告.....	4
計算書類.....	25
監査報告書.....	27
株主総会参考書類.....	31

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年2月24日（木曜日）午後7時到着分まで

ごあいさつ



代表取締役社長

藪ノ 賢次

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、人々の暮らしや企業活動に大きな影響をもたらし、その中でも当社が事業の中で中心的に支援している飲食業界は多大な影響を受けることとなりました。

そのような状況においても、当社をご利用いただいているお客様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様にご心より感謝申し上げます。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて、クックビズは次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義します。

激変する消費者の行動・価値観変容を理解し、飲食店の新たな収益機会や業態の創出と変革に係る店舗・業務・人材・資金をトータルサポートすることで食産業の再成長に貢献します。

これまで支援し続けた「人」を起点に、新たな食体験・食サービスとエコシステムを提供することで、事業規模の再拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。

2022年2月

株主各位

証券コード 6558
2022年2月9日

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

クックビズ株式会社
代表取締役社長 藪ノ 賢次

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、可能な限りご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年2月24日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年2月25日（金曜日）午前10時
2 場 所	大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第14期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告 及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://cookbiz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告 (2020年12月1日から2021年11月30日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く外食産業の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）の感染拡大により度重なる緊急事態宣言の発令及び休業要請がなされたことを背景に、前事業年度に引き続き業界全体の集客数が著しく減少しており、依然として厳しい経営環境下におかれております。全国的に緊急事態宣言が解除された2021年9月30日以降については、ワクチン接種率の増加と行動制限が段階的に解除されたこともあり、外食産業にも徐々に客足が戻る様子が見られました。厚生労働省が2021年12月28日に発表した2021年11月の有効求人倍率（職業別一般職業紹介状況）は接客・給仕の職業で2.29倍、飲食物調理の職業で2.28倍と、前年同月では接客・給仕の職業で1.91倍、飲食物調理の職業で1.78倍であったため、緩やかな回復基調にはあるものの、新たな変異株による感染拡大の懸念もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

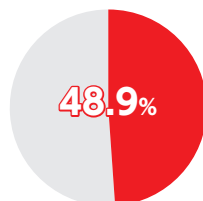
以上の結果、当事業年度の売上高は1,035,549千円（前期比28.4%減）、営業損失は338,705千円（前期は営業損失615,048千円）、経常損失は342,762千円（前期は経常損失558,081千円）、当期純損失は422,706千円（前期は当期純損失599,593千円）となりました。

売上高	前事業年度比	経常損失	前事業年度比
10億35百万円	28.4%減 	3億42百万円	—
営業損失	前事業年度比	当期純損失	前事業年度比
3億38百万円	—	4億22百万円	—

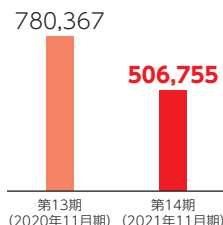
セグメント別の業績は、次のとおりであります。

人材紹介事業

売上高構成比



売上高 (単位：千円)



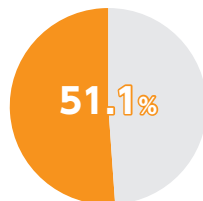
人材紹介事業におきましては、「cookbiz」(※) サイトへご登録いただいた転職を希望される方へ、転職先を紹介する事業を運営しております。

当事業年度におきましては、求人企業と求職者のマッチング率向上に向け、求人企業の開拓や取扱求人数の拡大を行うとともに、第1四半期より、飲食業界の苦境を踏まえ、採用における負担を軽減できる新サービスである「人材紹介プラス」の提供を本格的に開始しました。人材紹介事業全体の売上高につきましては、緊急事態宣言が数度発令された影響もあり第3四半期までは低調に推移しておりました。しかし、緊急事態宣言が解除された2021年9月30日以降につきましては飲食店などの営業再開に伴い、緩やかな回復基調にあります。

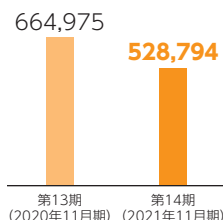
その結果、当セグメントにおける売上高は506,755千円（前期比35.1%減）、セグメント損失は168,208千円（前期は246,138千円のセグメント損失）となりました。

求人広告事業

売上高構成比



売上高 (単位：千円)



求人広告事業におきましては、求人広告サイトである「cookbiz」(※) の事業を運営しております。

当事業年度におきましては、飲食業界の人材採用における採用要件の高度化、ピンポイント化を踏まえ、サブスクリプション型スカウトサービスである「ダイレクトプラス」の月額制プランの提供の開始や今夏限定でダイレクトプラスとフーカレ e-ラーニングサービスをセットにしたプランの提供等商品ラインナップの強化を図りました。売上高につきましては、継続的なCOVID-19の影響により苦戦を強いられておりましたが、緊急事態宣言の解除以降は求人ニーズも従前までではないものの、回復しております。

その結果、当セグメントにおける売上高は528,794千円（前期比20.5%減）、セグメント利益は34,415千円（前期は151,561千円のセグメント損失）となりました。

※ cookbiz：当社は人材紹介事業及び求人広告事業ともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

事業別売上高

事業区分		第13期 (2020年11月期) (前事業年度)		第14期 (2021年11月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
人材紹介事業	(千円／%)	780,367	54.0	506,755	48.9	△273,612	△35.1
求人広告事業	(千円／%)	664,975	46.0	528,794	51.1	△136,181	△20.5
合計	(千円／%)	1,445,342	100.0	1,035,549	100.0	△409,793	△28.4

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は11,504千円で、その主なものは、内装工事に伴う建物設備1,924千円、ソフトウェア仮勘定からの振替を含む基幹システム開発等に伴うソフトウェア等4,615千円であります。

なお、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

また、当事業年度において減損損失86,577千円を計上しております。この内訳は建物54,381千円、工具、器具及び備品4,303千円、ソフトウェア25,929千円及び商標権1,963千円であります。

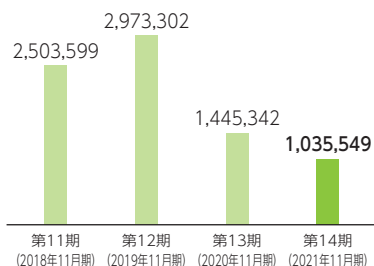
③ 資金調達の状況

当社は、第三者割当により70,000株、また新株予約権の行使により313,000株の新株式を発行し、合計で407,210千円の資金調達を行いました。

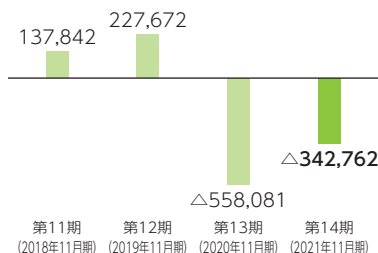
また、運転資金の調達として、金融機関より短期借入金500,000千円、長期借入金500,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

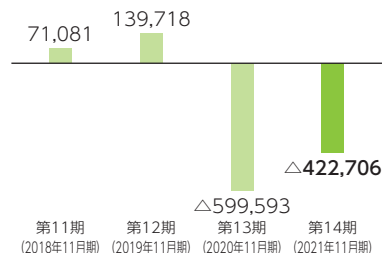
売上高 (単位：千円)



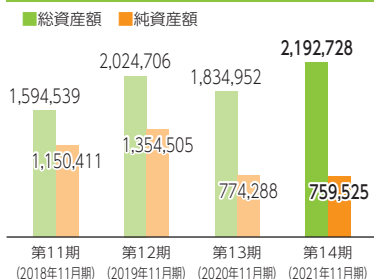
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



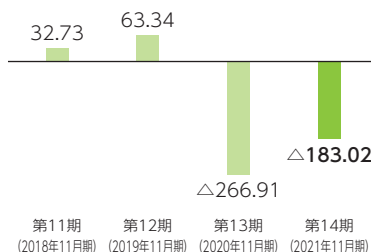
当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：千円)



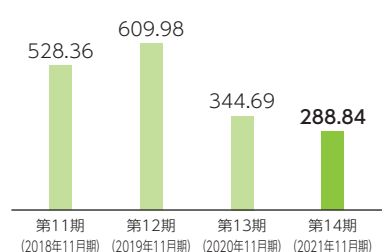
総資産額/純資産額 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第11期 (2018年11月期)	第12期 (2019年11月期)	第13期 (2020年11月期)	第14期 (当事業年度) (2021年11月期)
売上高	(千円)	2,503,599	2,973,302	1,445,342	1,035,549
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	137,842	227,672	△558,081	△342,762
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	71,081	139,718	△599,593	△422,706
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	32.73	63.34	△266.91	△183.02
純資産額	(千円)	1,150,411	1,354,505	774,288	759,525
総資産額	(千円)	1,594,539	2,024,706	1,834,952	2,192,728
1株当たり純資産額	(円)	528.36	609.98	344.69	288.84

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

【環境認識】

当社は、外食産業の市場規模が今後も比較的に安定して推移するという前提のもと、中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が当初の想定から大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。外食産業の市場規模は短期的には回復しないものと見込み、コスト構造の見直しや当面収益性が見込めないような新規事業からの撤退を行い、既存事業の生産性の最大化を目指すとともに、既存事業の基盤を活かした新規事業により新たな収益機会の獲得を行ってまいります。「新しい働き方」や「新しい生活様式」など、かつての常識が通用しなくなる事業環境の変化への対応は、当社にとって重要課題であると同時に新たな成長の機会でもと考えております。

【経営の基本方針】

クックビズのビジョン・ミッション・バリューを基礎として、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義しています。激変する消費者の行動・価値観変容を理解し、飲食店の新たな収益機会や業態の創出と変革にかかる店舗・業務・人材・資金をトータルサポートすることで食産業の再成長に貢献いたします。

既存事業においては、コロナ前・コロナ禍を比較・分析し、中期的なターゲットとなるKPIを設定し、2026年～2027年には既存事業売上が40～50億円（CAGR25～30%）程度まで回復・再成長すると試算しています。これまで支援し続けた「人」を起点に、新たな食体験・食サービスとエコシステムを提供することで、事業規模の再拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。

食ビジネスの 変革支援の重点項目



【重要課題】

① 飲食業界の人材関連市場の再定義と自社のマーケットシェアの分析

前述した事業規模（40～50億円）に既存事業を回復・再成長させ、かつ新たな収益機会を獲得していくためには、COVID-19の影響を甚大に受けた食関連ビジネスの現況を正確に分析し、再成長戦略を策定する必要があります。まずは、当社の既存事業に近い飲食業界の人材関連市場の分析から進めておりますが、日本国内の労働人口の将来予測も踏まえて、従来の人材紹介サービスや求人広告サービスという自社サービスの枠に捉われない市場の再定義を行い、多様化する顧客のニーズや課題を探索してまいります。

② 既存事業の新たな価値創造と収益性の改善

当社の既存事業においては、経済活動の再開を見据え、採用活動が活発化する業種・業態・エリアを的確に捉えた営業リソースの最適分配を行い、商談機会の最大化を目指してまいります。また、ブランディング・オフラインプロモーション・SEO・アライアンスなど、オンライン広告以外のマーケティング手法強化による求職登録者数の最大化を図るとともに、掲載企業数・求人数の最大化と、求職登録者の求人応募アクション最大化を実現するため、商品・サービス（ウェブ・アプリ）の大規模刷新に着手いたします。

営業力・マーケティング強化と商品力・サービス力強化という人材ビジネスの基本に立ち返り、収益性の改善による売上回復と黒字化を早期に達成します。さらに、多様化する顧客のニーズを捉えた新たな価値を創造すべく、既存事業の周辺領域における新サービスの開発を活発化させてまいります。

③ 経営基盤の強化（CBMIプロジェクトの運用）

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した新執行体制に2022年11月期期初より移行しております。とりわけ、CBMIプロジェクト（Cookbiz Management Initiative）を代表取締役社長の直下に新設し、経営基盤となる以下の重要テーマを推進しております。

- ・再成長戦略策定
- ・リブランディング
- ・新中期経営計画策定
- ・人事制度改革・規程類整備

④ 情報管理体制の強化

当社は、人材サービス事業を行っており、多数の求職登録者（職業紹介希望者、求人案件応募者等）の個人情報を持しているため情報管理が最重要課題であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

今後も社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、啓蒙のさらなる推進、ソフトウェア・デバイスのモニタリング体制の拡充など、企業の社会的責任である情報セキュリティの確保に向けた取り組みの強化を行ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、既存事業の回復・再成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのためには財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役会や監査法人との連携により適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組むことで、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑥ 新規事業の開発

当社は、持続的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。前述した経営の基本方針や食ビジネスの変革支援の重点項目に基づき、既存事業の周辺領域における新サービスの開発に留まらず、業態創出・店舗OMO・業務DXなどの経営支援領域、食にまつわる事業再生のための投資などの資金支援領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、食ビジネスの変革に貢献できると考えております。このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を採用・育成し、食産業で生まれる事業機会を確実に捉えて新たなサービスを生み出してまいります。

【第14期を振り返って】

2021年11月期における当社を取り巻く外食産業の経営環境につきましては、COVID-19の感染拡大に伴う緊急事態宣言や外出自粛要請、営業時間短縮要請の度重なる発令によって業界全体の集客数が著しく減少する状況となりました。外食需要が減少する中で、外食産業の雇用情勢も大きく悪化しております。

この影響を受け、売上高は1,035,549千円（前期比28.4%減）と減収となりました。

しかしその中で、広告宣伝費や役員報酬の削減、オフィスの縮小・移転を含む固定費の継続的な圧縮・最適化、また業務のオンライン化・DX化の促進により業務生産性を向上させ、コスト削減を推し進めることで、損益分岐点を大幅に引き下げました。

またエクイティ及び長期の銀行借入による資金調達により、盤石な財務基盤の構築を行いました。

事業においては飲食業界の苦境を踏まえた既存サービスの拡充として、採用費用の負担を軽減出来る新サービス「人材紹介プラス」、サブスクリプション型スカウトサービス「ダイレクトプラス」の月額制プランの提供を開始し、採用意欲のある飲食企業の採用支援に注力いたしました。また業界内に閉じることなく、様々な角度からサービス拡大に向けて模索してまいりました。

【第15期の見通し、及び今後の成長戦略について】

今後の見通しにつきましては、COVID-19拡大による経済活動の制限が徐々に緩和され、景気悪化からの回復の兆しが見えてきましたが、現時点で収束を見通すことは出来ず、先行きは依然として不透明な状況にあります。また、消費者の価値観や消費者行動も密を避ける行動様式の浸透により、大きく変化しております。

こうした事業環境の下、ウィズコロナ時代においてのニーズを的確に捉え、短期的には既存事業の売上回復と黒字化を早期に実現すべく、アフターコロナを見据えて買い手市場から売り手市場に変化する業種・業態・エリアを捉えた営業リソースの最適分配を行い、商談数の最大化を目指してまいります。

また、これまでの人材紹介サービス起因の求職登録者獲得手法を見直し、クックビズ求職登録数の最大化を行うことで、人材紹介サービス、求人広告サービス、スカウトサービス等の各種サービスのカスタマーアクションの最大化を図ります。

中長期の取り組みとしては、既存事業で培われた顧客基盤や自社の強みを活かしながら、変化する顧客の要望を踏まえた新サービスを創造してまいります。

こうして事業ポートフォリオを拡充することで、たとえ感染症が再度拡大しても、持続的に事業拡大や企業価値の向上が図れる経営体制の構築に努めてまいります。

以上から、翌事業年度（2022年11月期）の業績見通しにつきましては、売上高1,300,000～1,400,000千円、営業利益50,000千円、経常利益35,712千円、当期純利益30,955千円を予想しております。

「新しい働き方」や「新しい生活様式」など、かつての常識が通用しなくなる変化は飲食業界にとっては新たな一歩を踏み出すチャンスでもあります。

当社では「食」を中心に付加価値の高い事業を創造し、ニューノーマルにおけるマーケットの新たな課題やニーズに対応し続けることにより、中長期的な成長を目指してまいります。

引き続き、当社にとって厳しい経営環境が続くと予想されますが、ミッションである「食に関わるすべての人の成長を実現する。」の下、お客様とともに新しい時代を生き抜くために成長をし続け、飲食業界にとってなくてはならない存在であり続けることを目指して事業に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、COVID-19の感染拡大による売上高の急激な落ち込みにより、前事業年度及び当事業年度において営業損失の計上となっております。当事業年度においても2021年9月30日の緊急事態宣言解除により緩やかな回復基調ではあるものの、COVID-19の感染拡大による影響が継続しており、338,705千円の営業損失、342,762千円の経常損失、422,706千円の当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローは219,056千円のマイナスとなりました。

COVID-19の感染に対するワクチン接種の進展と経済活動の回復への動きのなかで、景気は緩やかながらも持ち直しの傾向にあり、当社においても同様に回復するものと想定しておりますが、変異株の動向等、先行きは依然として不透明な状況が続くと認識しております。そのため、変異株を含むCOVID-19の感染拡大の影響が想定を超えて長期化する場合、翌事業年度においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失の計上、および営業キャッシュ・フローがマイナスの可能性あります。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況の中、当社は、以下の対応策を講じております。

① 徹底的なコスト削減

COVID-19の全世界的な感染拡大が顕在化した2020年3月の時点で全社的なコスト見直しを行い、当事業年度においても継続して不要不急な経費については削減を行ってまいりました。役員報酬の減額、役員賞与の不支給、新規人材採用の停止、広告宣伝費、出張費及び会議費並びに交際費の削減、業務委託費や支払手数料の見直しによる削減など、徹底的なコスト削減を行うことで、当事業年度においては前年比で約6.7億円のコスト圧縮を図りました。今後とも継続的にコスト削減に取り組むことで経営合理化を行ってまいります。

② 資金の確保

当社は、当事業年度末においては、現金及び預金1,949,519千円を保有しており、事業運営資金について十分な水準を維持しております。また、コミットメントライン等の契約更新や融資増額に加え、エクイティファイナンスにより今後の事業資金を確保いたしました。今後も継続して、財務基盤の安定化を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年11月30日現在)

区分	事業内容
人材紹介事業	有料職業紹介事業
求人広告事業	We bサイト「cookbiz」を主軸とした求人情報の提供

(7) 主要な営業所 (2021年11月30日現在)

本 社	大阪府大阪市北区
東 京 営 業 所	東京都渋谷区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中区

- (注) 1. 新橋営業所は東京都港区から東京都渋谷区へ移転し、2021年9月21日より東京営業所として業務を開始しております。
2. 名古屋営業所は愛知県名古屋市中村区から愛知県名古屋市中区へ移転し、2021年10月11日より業務を開始しております。

(8) 従業員の状況 (2021年11月30日現在)

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
106 (3)	13 (10) 名減	36.1	4.6

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数 (パートタイム及び派遣社員含む) は () 内にて外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年11月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	500百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円
三井住友信託銀行株式会社	150百万円
株式会社紀陽銀行	100百万円
株式会社関西みらい銀行	70百万円
株式会社南都銀行	30百万円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2021年11月30日現在)

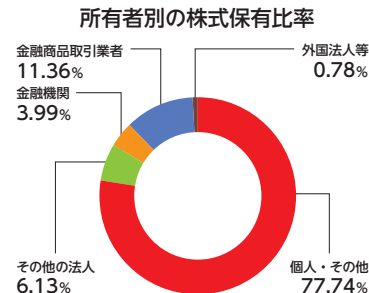
(1) 発行可能株式総数 7,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,632,691株

(注) 第三者割当により70,000株及び新株予約権の行使により313,000株の新株式を発行し、前事業年度末に比べて計383,000株増加いたしました。

(3) 株主数 1,711名

(4) 大株主



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
藪ノ賢次	1,054,800	40.15
株式会社SBI証券	209,507	7.98
藪ノ郁子	168,500	6.41
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	88,200	3.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	83,900	3.19
各務正人	70,000	2.66
生田亮人	38,300	1.46
松井証券株式会社	32,800	1.25
SCSV1号投資事業有限責任組合	30,000	1.14
伊藤アセットメント株式会社	28,600	1.09

(注) 持株比率は自己株式 (5,812株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2014年8月21日	2017年2月24日
新株予約権の数		68,000個	18,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 68,000株	当社普通株式 18,550株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 680円 (1株当たり 680円)	新株予約権1個当たり 1,170円 (1株当たり 1,170円)
権利行使期間		2016年8月22日から 2024年8月21日まで	2019年3月10日から 2027年2月24日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 34,000個 目的となる株式数 34,000株 保有者数 1名	—
	社外取締役	—	新株予約権の数 950個 目的となる株式数 950株 保有者数 1名
	監査役	—	新株予約権の数 1,260個 目的となる株式数 1,260株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
5. その他行使条件は、新株予約権割当契約に定める。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

	第3回新株予約権
発行決議日	2021年7月16日
新株予約権の数	4,100個
募集又は割当方法	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当の方法による
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 410,000株
新株予約権の払込金額	総額 2,870,000 円（新株予約権 1 個につき 700円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 107,100円 (1 株当たり 1,071円) 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）に修正することができます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
権利行使期間	2021年8月2日から2023年8月1日まで
行使の条件	(注)
当事業年度の行使状況	行使された新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 300,000株 行使に際して出資された財産の価額 321,300,000円 当事業年度末時点で未行使の新株予約権の数 1,100個

(注) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2021年7月16日）時点における当社発行済株式総数（2,262,691株）の10%（226,269株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されている。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 ノ 賢 次	
取締役	生 田 亮 人	
取締役	鳥 海 直 樹	タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
取締役	吉 崎 浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役
常勤監査役	遠 藤 隆 史	
監査役	嶋 内 秀 之	株式会社アントレプレナーファクトリー 代表取締役 立命館大学大学院経営学研究科 非常勤講師
監査役	福 本 洋 一	弁護士法人第一法律事務所 パートナー 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 理事

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 遠藤隆史氏、監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、以下の知見を有しております。
- ・常勤監査役 遠藤隆史氏は、2014年に当社へ入社し、人材紹介事業部（現：HR事業部 HRエージェント部）と内部監査室（現：内部監査グループ）を歴任しており、社内外の両面について豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であるとともに、立命館大学大学院経営学研究科の非常勤講師を務め、会社経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 福本洋一氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 2021年2月19日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって、岡本哲郎氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 2021年2月19日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって、高瀬博氏は監査役を辞任いたしました。
6. 2021年11月26日開催の臨時株主総会において、鳥海直樹氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2021年11月30日をもって、生田亮人氏は取締役を辞任いたしました。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は当該保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（うち社外取締役）	46百万円 (4)	38百万円 (4)	8百万円 (一)	5名 (1)
監査役（うち社外監査役）	15 (6)	15 (6)	— (一)	4 (2)
合計（うち社外役員）	61 (10)	53 (10)	8 (一)	9 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。

上記の報酬限度額とは別枠で、2019年2月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額25百万円以内と決議いただいております。当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である8百万円を含めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（社外取締役を除く。）であります。

また上記の報酬限度額とは別枠で、2021年11月26日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役1名）であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会で決定しており、その内容は次のとおりであります。

当社の報酬は、固定報酬と賞与からなる基本報酬と、インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成することとしております。

固定報酬については、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業績水準等を総合的に勘案して、賞与については、求められる能力と責任に見合った水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明したうえで、取締役会決議により代表取締役社長である藪ノ賢次氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任することとしております。

非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として社外取締役を除く取締役に付与することとしており、取締役の個人別の報酬等については役割や職責に応じて、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。

代表取締役社長である藪ノ賢次氏は、取締役会の委任決議に基づき、当該事業年度における各取締役の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。代表取締役社長である藪ノ賢次氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、かつ取締役会での審議を経ることにより恣意的な運用とならないよう努めていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものである

と判断しております。

また、監査役の個人別支給額については、監査役の協議を経て決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役の吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・ 社外監査役の嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役並びに立命館大学大学院経営学研究科の非常勤講師であります。なお、同社並びに同大学と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・ 社外監査役の福本洋一氏は、弁護士法人第一法律事務所のパートナー並びに特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事であります。なお、両法人と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 崎 浩 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
監査役	嶋 内 秀 之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
監査役	福 本 洋 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化において重要な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,545千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,545千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施していません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

貸借対照表 (2021年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,110,187
現金及び預金	1,949,519
売掛金	90,509
未収入金	36,657
前払費用	35,275
その他	110
貸倒引当金	△1,884
固定資産	82,540
有形固定資産	8,646
建物(純額)	8,392
工具、器具及び備品(純額)	254
無形固定資産	195
ソフトウェア仮勘定	195
投資その他の資産	73,699
敷金	73,260
長期前払費用	128
その他	310
資産合計	2,192,728

科目	金額
負債の部	
流動負債	918,717
未払金	78,265
未払費用	60,008
短期借入金	650,000
未払法人税等	11,812
未払消費税等	3,541
前受金	67,206
預り金	9,380
賞与引当金	35,166
返金引当金	3,335
固定負債	514,484
長期借入金	500,000
資産除去債務	14,484
負債合計	1,433,202
純資産の部	
株主資本	758,755
資本金	684,853
資本剰余金	677,853
資本準備金	677,853
利益剰余金	△603,788
その他利益剰余金	△603,788
繰越利益剰余金	△603,788
自己株式	△163
新株予約権	770
純資産合計	759,525
負債純資産合計	2,192,728

損益計算書 (2020年12月1日から2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,035,549
売上原価		9,354
売上総利益		1,026,194
販売費及び一般管理費		1,364,900
営業損失(△)		△338,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	15	
サービス利用権失効益	735	
利子補給金	3,068	
還付加算金	839	
リベート収入	954	
備品売却収入	948	
その他	639	7,201
営業外費用		
支払利息	9,822	
株式報酬費用	1,214	
その他	222	11,259
経常損失(△)		△342,762
特別利益		
事業構造改善費用戻入額	867	867
特別損失		
減損損失	86,577	
固定資産除却損	0	86,577
税引前当期純損失(△)		△428,472
法人税、住民税及び事業税	5,447	
法人税等調整額	△11,213	△5,766
当期純損失(△)		△422,706

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年1月21日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 順 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	保 野 広 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クックビズ株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月28日

ク ッ ク ビ ズ 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 遠 藤 隆 史 ㊟

監 査 役(社外監査役) 嶋 内 秀 之 ㊟

監 査 役(社外監査役) 福 本 洋 一 ㊟

以 上

定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の施行により、上場会社は、定款に定めることにより一定条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。それにともない、当社においても、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席いただきやすくすることで、より一層の株主総会の活性化・効率化を図るべく、定款第13条2項を追加するものです。

なお、本議案における定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとなります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招 集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 終了後3か月以内に招集し、臨時株主 総会は、随時必要に応じて招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (招 集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 終了後3か月以内に招集し、臨時株主 総会は、随時必要に応じて招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> <u>附則</u> <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u> <u>第13条(招 集)第2項の変更は、経済産業省</u> <u>令・法務省令で定めるところにより、当社が</u> <u>実施する完全電子化による株主総会が、経済産</u> <u>業省令・法務省令で定める要件に該当すること</u> <u>について、経済産業大臣及び法務大臣の確認を</u> <u>受けた日を効力発生日とし、本附則は、当該効</u> <u>力発生日経過後、これを削除するものとする。</u>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2号議案

取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役生田亮氏は、2021年11月30日をもって辞任いたしました。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位	担 当	
1	ヤブ 藪 ノ ケン ジ 次	代表取締役社長	CBMIプロジェクト プロジェクトオーナー	再任
2	トリ 鳥 ウミ 海 ナオ キ 直 樹	取締役	サービスデザイン本部管掌 エグゼクティブマネージャー	再任
3	ヨシ 吉 ザキ 崎 コウイ チロウ 浩一郎	取締役		再任 社外 独立



所有する当社の株式数

1,054,800株

在任年数

14年2か月

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

1

藪 野 賢 次

(1980年5月2日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年5月 有限会社ネクシティ設立
2007年12月 当社設立 代表取締役社長
2016年2月 当社代表取締役社長CEO
2020年11月 当社代表取締役社長

2021年12月 当社代表取締役社長 CB
MIプロジェクト プロジ
ェクトオーナー（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

藪野賢次氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、長年にわたり当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考
書類



候補者番号

2

トリ ウミ ナオ キ
鳥 海 直 樹

(1980年10月2日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 4 月	株式会社NTTデータシステムズ（現株式会社NTTデータビジネスシステムズ）入社	2018年 4 月	同社取締役
		2018年11月	タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社設立 代表取締役（現任）
2007年 5 月	ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社	2021年11月	当社取締役
2011年 1 月	株式会社リクルートエージェント（現株式会社リクルート）入社	2021年12月	当社取締役 サービスデザイン本部管掌 エグゼクティブマネージャー（現任）
2018年 1 月	株式会社トラストリッジ入社		

【重要な兼職の状況】

タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

鳥海直樹氏を取締役候補者とした理由は、IT業界及び人材業界におけるマーケティング及び事業開発の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

一株

在任年数

3 か月

取締役会出席状況

(2021年11月26日就任以降)

1 / 1 回



候補者番号

3

ヨシ
吉

ザキ
崎

コウイチロウ
浩一郎

(1966年11月28日)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4 月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社	2015年 9 月	株式会社イード 取締役（現任）
1996年 7 月	日本ＡＴ＆Ｔ株式会社入社	2016年 2 月	当社取締役（現任）
1998年 4 月	シュローダー・ベンチャーズ株式会社（現株式会社MK Sコンサルティング）入社	2016年 7 月	ライフスタイルアクセント株式会社 取締役（現任）
		2016年11月	ブティックス株式会社 取締役（現任）
2002年 7 月	株式会社MK S パートナーズ入社 パートナー	2017年 2 月	グロースポイント・エクイティLLP設立 代表パートナー（現任）
2005年 9 月	カーライル・ジャパン・エルエルシー入社	2017年 5 月	株式会社No. 1 取締役（現任）
2009年10月	株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役（現任）	2018年 8 月	株式会社ニュース・ツー・ユーホールディングス 取締役（現任）
2011年 9 月	株式会社アルフレックスジャパン 取締役（現任）		
2013年11月	株式会社海外需要開拓支援機構（フールジャパン機構） 取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪ノ賢次氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 吉崎浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉崎浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

5. 当社は、吉崎浩一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉崎浩一郎氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - (1)補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであります。
 - (2)被保険者の実質的な保険料負担割合
全額会社負担としております。
7. 当社は、吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。吉崎浩一郎氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等について、他の監査法人と比較検討し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂 1－2－7 赤坂Kタワー22階		
沿革	1971年 9 月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年 1 月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 7 月 有限責任組織形態に移行、太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7 月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7 月 優成監査法人と合併		
概要	資本金	527百万円	
	構成人員	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	303名
		公認会計士試験合格者等	245名
		その他専門職	187名
		事務職員	87名
		合 計（非常勤を除く）	914名
	被監査会社数	1,018社	

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター

交通

- ① J R「大阪」駅 御堂筋北口から徒歩5分
- ② 地下鉄御堂筋線「梅田」駅 5番出口から徒歩3分
- ③ 阪急「大阪梅田」駅 茶屋町口から徒歩5分



CIVI北梅田
研修センター

LUCID SQUARE UMEDA 5階



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、ご出席される株主様は感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、感染予防（マスクの着用等）のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場においても感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。